

# 南木曾町職員の服装に関するガイドライン

## 1. 趣旨

このガイドラインは、来客・町民等に対し信頼と清潔感を与える身だしなみを常に心がけ維持しつつ、働きやすく健康的に職務に従事できるよう、TPOに応じた適切な服装の着用を目指すことを目的とします。また、通年での軽装（クールビズ等）勤務を可能とし、服装等に関し気になる点があれば、職員間で話しあい柔軟で活力ある職場の醸成を目指します。なお、職員には会計年度職員を含むものです。

## 2. 基本方針

- (1) 職員の服装は、来客・町民等に不快感を与えず、信頼感と清潔感を与える服装とすること。
- (2) 業務の内容や季節、場所、来客対応の有無などに応じて、TPOに適した節度ある服装を選択すること。
- (3) 通年で軽装（クールビズ等）勤務を実施し、働きやすさと健康の維持、省エネルギーにも配慮すること。
- (4) 服装の自由度を高める一方で、職員一人ひとりが自らの服装を点検し、節度を持って判断すること。（積極的に相談すること）
- (5) 名札は必ず着用し、見えるようにすること。

## 3. 実施内容

- (1) 勤務時の服装（通年の目安）
  - ・軽装勤務（ノーネクタイ、ノージャケット）を可とするが、日々の業務や場面に応じたTPOに適した服装
  - ・現場系の職員は貸与された作業服を着用する（事務系の内勤職員も可）
  - ・ポロシャツ、襟付きシャツ、オフィスカジュアルに相当する服装
  - ・過度にカジュアルでないチノパン、スラックス等
  - ・寒暖差や業務に応じてカーディガンやフリース等の上着の着用は可

(2) 勤務時に適さない服装（不快感や誤解を与えるもの）

- ・ジーンズ、短パン、ミニスカート、ジャージ類、Tシャツ（無地・無地風のものを除く）、フード付のパーカー等、
- ・勤務に適さない色合いや装飾がある服装
- ・勤務に適さない色合いや装飾がある靴  
（サンダルやクロックスは庁舎内で使用可とするが、公式の会議や業務等、場面に応じた TPO に適した靴を使用）
- ・不衛生に見える、または極端にしわのある衣類
- ・露出の多い服装（ノースリーブ、肩出し、タンクトップ等）
- ・来庁者に不快感を与える髪型、髪色、爪、メイクやアクセサリ、香水等（清潔感があり、誠実な印象を与えるものは可）

(3) 式典や行事における服装（TPO に応じた服装を選択）

- ・議会や式典などの際は、スーツ(上下)、襟付きシャツ、ネクタイ、ビジネスシューズを基本とし、女性職員はこれに準じた服装とする。  
（公のクールビズの期間は、ネクタイは不要）
- ・行事やイベント等の際は、その内容、場面や場所に適した服装とする。

4. 実施日および周知方法

実施日 令和8年4月1日

周知方法 職員へは回覧で周知、HP 掲載